

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 8 月 8 日

金 曜 日

第 3798 号

目 次

告 示

- 建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の一部改正 1
- 指定居宅サービス事業者の指定 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 3

公 告

- 平成26年度砂利採取業務主任者試験の実施
- 土地改良区の役員の就退任 4
- 条件付き一般競争入札の実施

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第363号

建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の一部改正について

建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成16年富山県告示第 206号）の一部を次のように改正する。

平成26年 8 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 3 条第 1 項第 1 号カ中「平成24年富山県告示第 224号」を「平成26年富山県告示第 342号」に改める。

第 3 条第 4 項中「平成24年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

(管 理 課)

富山県告示第364号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第 78 条第 1 号の規定により公示する。

平成 26 年 8 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670500733	
指定年月日	平成 26 年 8 月 1 日	
申請者	名称	株式会社 メディカルケア
事業所	所在地	富山県氷見市柳田 1134
	名称	メディカルケアステーション
サービスの種類	訪問介護	

富山県告示第365号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第 115 条の 10 第 1 号の規定により公示する。

平成 26 年 8 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670500733	
指定年月日	平成 26 年 8 月 1 日	
申請者	名称	株式会社 メディカルケア
事業所	所在地	富山県氷見市柳田 1134
	名称	メディカルケアステーション
サービスの種類	介護予防訪問介護	

富山県告示第366号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成26年 8 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援B型	平成26年8月1日	1611700137	有限会社東京堂	下新川郡入善町入膳7791-7	いっこく	下新川郡入善町入膳7776-1

~~~~~

**公 告**

~~~~~

平成26年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成26年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成26年 8 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年11月14日（金）午前10時から正午まで
- (2) 場所 富山市新総曲輪2番21号 富山県農協会館 801会議室

2 受験手続

(1) 受験願書等の受付期間

平成26年10月1日（水）から10月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による提出の場合は、平成26年10月22日（水）までの消印がある

ものを有効とする。

(2) 受験願書等の提出先

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部河川課

3 問合せ先

富山県土木部河川課（電話 076 - 444 - 3324）

土地改良区の役員の退任

入善土地改良区の役員であった次の者が平成26年7月1日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年8月8日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	泉 喜久雄	下新川郡入善町青木 931番地2

土地改良区の役員の就任

入善土地改良区の役員に次の者が平成26年7月12日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年8月8日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	松 平 輝 寛	下新川郡入善町青木 527番地

条件付き一般競争入札の実施について（公告）

富山県立中央病院旧看護師宿舍等解体・駐車場整備工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、公告します。

平成26年8月8日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 富山県立中央病院旧看護師宿舎等解体・駐車場整備工事
- (2) 工事場所 富山市西長江2丁目2番78号敷地内
- (3) 発注工種 とび・土工・コンクリート工事
- (4) 工事概要

① 旧看護師宿舎の解体撤去

延べ面積 1,592.76㎡

構造 RC造4階建

② 作業等の解体撤去

延べ面積 161.50㎡（地下部分を除く）

構造 RC造地上1階地下1階建

③ 旧焼却炉（上屋、囲障等含む）の解体撤去

延べ面積 36.00㎡

構造 鉄骨造平屋建

④ 受変電設備（キュービクル上屋含む）の解体撤去

延べ面積 11.20㎡

構造 鉄骨造平屋建

⑤ 駐車場の整備

舗装、排水設備等

- (5) 工期 契約を締結した日の翌日から平成26年12月17日まで
- (6) 予定価格 57,600,000円（消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格 有

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

(1) 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内の区域内に建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における平成 25・26 年度建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、とび・土工・コンクリート工事の入札参加資格を有する者として登載されていること。

エ 資格者名簿に、とび・土工・コンクリート工事に係る総合数値が 800 点以上のものとして登載されていること。

オ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間に、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

キ 解体工事業に係る登録等に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 92 号）第 7 条第 3 号に規定する登録試験に合格した者を監理技術者又は主任技術者としてこの工事に専任で配置できること。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

イ 入札参加資格確認書（様式第2号）

ウ 配置予定の技術者（様式第3号）

エ ウに記載されている配置予定の技術者の資格を証する書類（登録証、資格者証、合格証又は合格証明書の写し）を添付すること。

(2) 提出期間

平成26年8月11日（月）から同年8月19日（火）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 提出場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号
富山県立中央病院経営管理課管財係

(4) 提出方法

書類の提出は、持参し、又は郵送（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日までに必着。）とする。

4 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成26年8月8日（金）から平成26年8月27日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成26年8月21日（木）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成26年8月22日（金）から同月25日（月）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成26年8月27日（水）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配付及び質問等

- (1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者（以下「入札参加資格者」という。）に対し、平成26年8月22日（金）から設計図書等は無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

- (2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係

- (3) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成26年8月22日（金）から同月27日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

- (4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

8 入札の日時、場所

- (1) 入札の日時 平成26年9月2日（火）午後1時

- (2) 入札の場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院中央診療棟 5 階52会議室

9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、1 回とする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。
- (2) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第 6 条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基

づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得(予定価格事前公表試行工事)第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任(監理)技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任(監理)技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除又は指名停止若しくはその両方を行うことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差し替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7(3)の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係(電話076-491-7115)に問い合わせること。

(様式第 1 号)

平成26年 8 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石井 隆一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 工 事 名 富山県立中央病院旧看護師宿舍等解体・駐車場整備工事
2. 履行期限 平成26年12月17日まで

(提出者)

業者番号

業者名称

業者郵便番号

業者住所

役職名

代表者氏名

代表電話番号

代表 FAX 番号

部署名

商号 (連絡先名称)

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先 E-Mail

添付資料

(様式第 2 号)

入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

1 工事名 富山県立中央病院旧看護師宿舍等解体・駐車場整備工事

2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。	(該当 ・ 非該当)
②富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内の区域内に建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条に規定する主たる営業所を有する者であること。	(該当 ・ 非該当)
③富山県における平成 25 ・ 26 年度建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、とび・土工・コンクリート工事の入札参加資格を有する者として登載されていること。	(該当 ・ 非該当)
④資格者名簿に、とび・土工・コンクリート工事に係る総合数値が 800 点以上のもので登載されていること。	(該当 ・ 非該当)
⑤入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	(該当 ・ 非該当)
⑥会社更生法第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。	(該当 ・ 非該当)
⑦解体工事業に係る登録等に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 92 号）第 7 条第 3 号に規定する登録試験に合格した者を監理技術者又は主任技術者としてこの工事に専任で配置できること。	(該当 ・ 非該当)

(※) 申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

(様式第3号)

配置予定の技術者

称号又は名称

	現場代理人	主任技術者等
技術者氏名		
最終学歴		
法令による免許		
解体工事に関する資格		名称 資格期限 年 月 日
採用年月(雇用期間)	年 月(年 ヶ月)	年 月(年 ヶ月)

- 注 (1) 現場代理人は、現場に常駐できる者を記載すること。
- (2) 主任技術者等とは、とび・土工・コンクリート工事に係る主任技術者又は監理技術者のことをいい、発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円(建築一式工事にあつては、4,500万円)以上について下請契約をした上で工事を施工しようとするときは、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。
- (3) 現場代理人と主任技術者等とは兼務することができる。
- (4) 法令による免許については、免許を証する書面の写しを持参又は郵送により提出すること。なお、監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証(表・裏)の写し(平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証(表・裏)の写し)を持参又は郵送により提出すること。
- (5) 解体工事に関する資格を証明する資料については、解体工事業に係る登録等に関する省令第7条第3号に規定する登録試験に合格したことを証する書面(登録証、資格者証、合格証、又は合格証明書)の写しを持参又は郵送により提出すること。

